

市有地公売公告

次のとおり、一般競争入札により売り払います。当該物件は、市街化調整区域内の土地につき、法令で建築物等の規制がありますので、ご注意ください。

売り払い物件

所在地 / 稲生字サイバイ 6 2 6 - 1

実測面積 / 893.18㎡

台帳地目 / 雑種地

入札日時・場所・資格

入札日時 / 6月27日(木) 午前11時

入札場所 / 市役所 4階大会議室

入札資格 / 資格を証する書面として、個人は市町村長の発行する身分証明書、法人は法人登記簿謄本が必要です。書面のない方は入札できません。また、破産者で復権を得ない者、禁治産者、準禁治産者も入札できません。

契約保証金 / 契約保証金は入札金額の5%以上
入札参加申込締切 / 6月25日(火)

備考 / 説明会は行いません。

申込先・お問い合わせは、財政課管財係

(8 8 0 - 6 5 5 2) まで

6月1日は 人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、市民の皆さんが、人権の侵害を受けることのないよう監視し、もし、人権が侵害された時は、相談相手となったり、法務局と連携して事実関係の調査を行うなど、人権救済を使命としています。

人権に関する困りごとや心配ごとがありましたら、お気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。

人権擁護委員の皆さん

氏名(地区名)	電話
東村達夫(立田)	863-2079
竹内隆造(国府)	862-0118
竹村義弘(西山)	864-3624
野村美智(植野)	862-0655
北岡克彦(下島)	865-1429
福井博子(里改田)	865-1173
松村佳代(篠原)	863-1300
濱田郁子(岡豊町)	863-4310

お問い合わせは
じんけんセンター
(8 8 0 - 6 5 7 0) まで



知って得する国民年金

ご存じですか？

国民年金保険料の免除制度

国民年金は長期間にわたって保険料を納める必要がありますが、長い被保険者期間のうちには一時期、保険料を納付することが困難になる場合が考えられます。そのため、国民年金には保険料の免除制度が設けられています。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除があり、また学生の方には、学生納付特例制度があります。申請は市役所で受け付けています。

法定免除(届出をすると免除されます)

障害基礎年金または、被用者年金制度の障害年金(1級、2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方。

申請免除(申請して承認されると保険料の納付が免除されます)

前年度所得が少ないなど、保険料納付が困難と認められた場合に免除されます。

「全額免除」に加えて、14年4月から保険料の半額を免除し、半額を納める「半額免除制度」が設けられています。

* 申請免除は前年の所得を確認しますので、毎年度申請が必要です。なお、今年度から保険料免除承認期間が変更になりました。平成14年度は「14年4月～15年6月まで」となり、15年度以降は「7月～翌年6月まで」に変更になります。ただし、免除の対象となるのは、市役所に申請した月の前月分からになります(例・6月分からの免除を受ける場合は、7月末までに申請してください)。

- * 免除された期間は、年金を受けるために必要な資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額を計算するとき、次のように計算されます。
全額免除 = 免除期間の年金額は保険料を納めた期間の3分の1になります。
半額免除 = 免除期間の年金額は保険料を納めた期間の3分の2になります。
半額免除の場合、免除された残りの半額の保険料を納めない場合は未納期間となります。
- * 免除された期間は10年間の範囲内で追納でき、追納があった期間は老齢基礎年金の額に反映されます。

学生納付特例制度(申請して承認されると保険料の納付が猶予されます)

学生本人の前年度の所得が68万円以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。また、平成14年4月から夜間・定時制課程や通信制課程の学生も学生納付特例制度の対象となりました。対象期間は「4月～翌年3月まで」で、申請した月の前月分からになります。

* 学生納付特例制度の承認された期間は、年金を受けるために必要な資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額には反映されません。なお、申請免除と同様に10年以内であれば保険料の追納ができ、追納された期間は老齢基礎年金の額に反映されます。

お問い合わせは

市民課年金係 (8 8 0 - 6 5 5 5) または、

南国社会保険事務所 (8 6 4 - 1 1 1 1) まで

市民からのお便り

妹に負けじと、私も「親子クイズ」に応募しました。当たるといいな！

お願いします。



ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
6/1	土	田村
3	月	十市(南部)
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下唼内、物部、開田
11	火	稲生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大壩団地
15	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
17	月	野田(東芝団地を除く)
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
19	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
22	土	十市(北部)、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
26	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、瓶岩、領石、植野
7/1	月	十市(南部)
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。

* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
6/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大壩団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
8	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市(南部)
11	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田、東芝団地
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
17	月	片山、里改田、浜改田
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大壩団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下唼内、物部、開田
25	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
26	水	稲生
27	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、瓶岩、白木谷
7/1	月	片山、里改田、浜改田
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大壩団地、篠原、明見、伊達野



★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
6月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
6月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
6月5日・19日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
6月10日・24日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大壩団地、篠原、明見、伊達野
6月11日・25日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唼内
6月12日・26日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

★ダンボールの収集

と き	地 区
6月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
6月7日・21日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
6月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
6月13日・27日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大壩団地、篠原、明見、伊達野
6月14日・28日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唼内
6月8日・22日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅